



した本委員会に付託された請願については総務、厚生連合審査会におきまして慎重審査の結果一部は左記意見を付し採択の上執行機関に送付し一部は不採択とすべきものと決定いたしました

意見と致しまして現在取りのぞかれておる運動機具については理事者に於て可急的に速みやかに配置整備すべきものであります。不採択分の理由と致しましては町営グラウンドは昭和十九年都市計画公団として指定を受けただので更に公式球場として登録されておるので福生町将来のため正規の状態で存置すべきであります。従つて本校の運動場、拡張整備については義務教育上必要と認めるものであるが本件は町営グラウンドの割譲によることなく本校の全体計画を充分研究しこの面で万全の処置を講ずることが相当であるので本請願中町営グラウンドの割譲の部分についてはその主目日

にそいふたつと言うことになつて居ります

次は学校給食の設備の充実に関する請願書であります。本件を付託されました日、月、日は昭和三十一年二月八日のガレ回福生町議会臨時会に於て総務委員会に付託になつた訳であります。請願者は町内各小中学校PTA、会長、竹島益夫外四名の方であります。委員会の開催月日は昭和三十一年三月六日午前十時であります。本委員会に付託された請願については慎重審査の結果一部は意見を付し採択の上執行機関に送付し一部は不採択とすべきものと決定いたしました。意見といたしましては本請願中各小中学校に給食用光浄機並に消毒用食器保管庫を設置されたいと言うことについては学校給食の衛生管理上必要と認められるので早急実現に努力すべきであります。又本請願中給食米納費の補填方を考慮されたいと言うことについては貧困家庭の給食費未納のため児童

に及ぼす心理的影響は義務教育上重大な問題であります
町教育委員会においてその実態を綿密に調査しその後におい
て善処することが適当であります

又本請願中各校に公費を充て給仕をおかれたいと言うことにつ
いては学校給仕を町費負担とする事に關しては先づ二の必要
性について都或は郡教育委員会の統一的見解を図るべきで
ありよつて現段階においては本請願中三項の部分の趣旨には
添いがたいと言う結論になっております

次に福生町体育協会の助成金増額に關する請願でございます
委員会に付託になつた月日は昭和三十二年二月八日又三回福
生町議会臨時会において総務委員会に付託になつたものであ
ります。請願者は福生町体育協会々長外二名であります
委員会 開会月日は昭和三十二年三月六日午前十時でございます
本委員会に付託された請願については慎重審査の結果左記意見

を付し採択の上執行機関に送付すべきものと決定したわけであ
ります。

意見と致しましては福生町体育協会の発展を図るため新年度
予算において善処することが適当である ということになつてお
ります。

次に福生町文化連盟への助成金増額方についての請願書であり
ます。委員会付託月日照和三十二年三月十四日の第三回福生町議
会臨時会において総務委員会に付託されております。

請願者は福生町文化連盟、会長外一名委員会開会月日は昭和
三十二年三月六日午前十時でございます。本委員会に付託された
請願については慎重審査の結果左記意見を付し採択の上執行
機関に送付すべきものと決定いたしました。

意見と致しましては町の文化の向上発展を図るため行革補助と
して新年度予算に於て善処することが適当であると言うこと

になつております

以上をえつて審査報告を終りますが血敷くお願い致します

一議長(高橋孝市)

総務委員長より審査報告がなされましたのですが御質問ありませんか

一六番(山下幸三)

審査報告中町営グラウンドの分割をして拡張していただくという事でござりますがこの問題につきましては私共も紹介議員の一人と致しまして申出を行なつてゐるものであります内容につきましては具体的にこの内容が都市計画の公園として指定を受けたいのであるということ、公式球場として登録されておるから将来のために正規の状態に存置したいということが主たる目的の様にお伺ひできる訳でありますがこの二十九年以来都市計画の公園として指定をうけてより町営グラウンドから南側に面する公園の地域につきましては相当額の補助金は出ている様に考えま

東京都西多摩郡福生町役場

すが他の町営グラウンドの関係につきましてはこれは町の一般会計から支出される部分が非常に多いと考えております

この兵補助金等どのくらい出ているのか御答弁お願いしたい

一都市計画課長(橋本孝蔵)

公園をつくる時に二年継続しまして三十万づつ六十万もつておりますがグラウンドに對しましては公園としての補助は出ておらず失對のマル選事業として、資材の提供を受けて居ります

一六番(山下幸三)

只今の課長からの説明で公園としての補助ということとはほとんどありえないと言ふことがはつきりとしておる訳です、更に公式球場という関係であります公式球場として登録はしてありますこれは町自体で登録したもので公式球場としての現在までの使用過程を見ますとほとんど公式球場としての使用はあまりない様でありますこれはどの程度なされているのか御説

明願します)

一議長(吉谷徳男)

又今の御質問にお答え致します。

正規の職業野球、プロ野球の試合については一回昭和三十四年だと思ひますが行われあとはノンプロの野球大会と高校野球がおこなわれております。尚回数については記憶にありませんので御了承願ひます。

一犬番(山下幸三)

義務教育上欠くべからざる必要な小学校教育は非常に重要な段階でありますので体育向上と言う面では出来る事なら今後充分研究致しまして、なんとかこれの善処方をお願いしたいと言う考えでおつた訳ですがたま／＼さういふ意見が審査報告に出て居りますが勿論総務委員会に於ては充分御審議をされたこと、かように考えますので、私の方からあえてこの面について強くは申し上げかねる矣えございしますが何れに致しましてもさうした面で公式球場の取り消し等につき

ましておたいしたことはありません。又公園としての補助金えほ

とんど出ておうんと言う状態でございますので義務教育のワ
イトの方が大きい様に考えますのでグラウンド本来の姿を
生かすという事が重要視されるのならこれえやむをえざる所え
あります。更にこの運動場につきましては三十八年度の予算の
審議中に町長え必ず約束出来ると言うような内容を聴
きましたので早期に学校の整備をし運動場の拡張を図らな
いでえすむように善処方をお願いする次第であります。

一議長(高橋秀市)

その他御意見ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市)

本件については委員長報告通り決定致したいと思ひ
ますが御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市)

異議なしと認めさよう決定致します。

一議長(高橋彦市) 日程オナ六五日市線熊川停留所存置に関する
請願書を議題に供します

建設委員会の御報告をお願い致します

一議長(高橋彦市) 審議に入る前におはかり致します

今日の会議時間は午後五時まででありますがこの際時間の
延長をいたしたいと存じますこれに御異議ありませんか
(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認めさよう決定致します

一六番(山下幸三) 請願の審査報告を申し上げます

件名は五日市線熊川停留所存置に関する請願書でありま
す 委員会付託月日は昭和三十六年二月二十四日オナ三回福生町議
会臨時会に於て建設委員会に付託を受けたものであります
請願者は南町内会長石川常太郎氏外五名でございます
委員会の開会日は昭和三十六年三月七日午後一時、本委員会に

付託された請願については慎重審査の結果左記意見を
付し採択の上執行機関に送付すべきものと決定致しました
意見としては地元住民の利便と熊川地区の発展のため五日市
線熊川停留所は存置すべきものであるが現在地に存置す
ることは技術的に困難であるとされておるので大字熊川七六二番
地先を候補地として速かに調査測量を行うとともに併せて敷
地を確保して当該停留所を移轉の上存置することを関係当局
に對し強く要請しその実現に最大の努力をなすべきであると言
うことであります

尚本件に関しましては二の七日の午後一時から建設委員会を
開きまして特に現地を見實際の調査測量を致した訳でござい
ますがホームについては百米のホームが必要なのですがこの
と実現に於ての道路巾の關係と延長を見ました所が八十五米
という状態でありましたのでこれらの内容も地元議員各位の御

送付訂正

送付訂正

足労を煩し特にこの件につきましては四月十七日五日市線電化の日でございまして、そうした面から早期にその点を解決いたさないと非常にむづかしくなるので、関係、東京鉄道局にも陳情いたしまして候補地の存置方をお願いしたいと云うことである程度、の了解を得て居りますので、尚一層の地元議員各位の御努力と町理事者側の御努力をいただきまして、早期実現をしたいと思います。宜敷くお願い申し上げます。

一議長(高橋秀市)

本件は御質問ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市)

本件につきまして委員長の御報告通り決定致したと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市)

異議ないのと認めさよう決定いたします。

一議長(高橋秀市)

これより御審議をいただき、議案であります。が議案

東京市西多摩郡福生町役場

東京市西多摩郡福生町役場

運送委員会の方の扱ひ方につけて報告願います。

一議長(大久保一郎)

議長の方より御指名がありましたので追加議案につぎまして運送委員会と致しまして御提案申し上げます。

実はこの三十五年度の追加更正予算につきましては本日迄に間に合わないのではないかと云う様な状況であつたのであります。が総務課長始め理事者の努力によつて本日上程の運びとなつた訳で、この点の御審議ですが、議会運送委員会として、ましては議案の中の日程十七契約締結同意方と日程二十三防音工事の特別会計の更正予算を、この二件を同時に関係がありますので御審議いただき、本日御決定をお願いいたしかうに提案申し上げます。

尚日程十八から日程三十二までにつきましては理事者の方より概要の御説明を願ひまして、先程審議を致しました昭和三十一年度の関係と同じように関係委員会に御付託し御審議を

願いたいかように提案申し上げます 尚日程三十四、日程三十五の
関係につきましましては関係委員会におきましては充分審議なさ
れておると思ひますので本日即決を願ひたいと議会運営委
員会として提案申し上げます。

一議長(高橋孝市) 又今議会運営委員長から御報告がありました
がこれに御異議ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋孝市) 御異議ないのと認めさようア承願します。

一議長(高橋孝市) 日程カ十七契約締結同意方について中学校防音
工事議案カ三十号 日程三十三 昭和三十五年度町立福生中
校防音工事特別会計歳入歳出更正予算カ一回議案カ三十二
号を一括議題に供します

一事務局長(町田倍三) 朗讀する

一議長(高橋孝市) 理事者の説明をお願いいたします。

東京都西多摩郡福生町役場

一助役(藤崎俊夫) 本案はかねて御承知の通り福生中学校の防音

工事を工事の性質からして指名業者入札にしないで本
体工事の請負業者である福生建設工業株式会社と随意
契約を行おうとするものであります。

且敷御審議の程をお願い申し上げます。

次の福生中学校防音工事特別会計歳入歳出更正予算案につ
いて御説明申し上げます。かねて御報告を申し上げております

福生中学校の防音工事の予算は先に調査庁からの内示
額にえとつきまして金全額国庫負担をもつて三百七十五万二千
円の予算を御議決いたしてございしますがその後色々ないき
さつを経ましてこの度二百七十七万七千円と確定いたしました
のでその確定額に基づきまして又今事務局長が朗読
された様に予算の更生をすべき、本案を提案申し上げます
次方であります。

庶敷く御審議の程をお願い致します

一議長(高橋考市) 本件について御質問ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋考市) 議案オ三十一号は原案通り決する御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋考市) 御異議なしと認めさよう決定致します

一議長(高橋考市) 次に議案オ三十二号を採決致します。本案は原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋考市) 御異議なしと認めさよう決定致します

一議長(高橋考市) 日程十八 昭和三十五年年度福生町歳入歳出追加更正予算オ五回 議案オ三十一号を議題と致します

一町長(頼吉清蔵) 昭和三十五年年度の最終の追加更正予算でありますか

東京部西多摩郡福生町役場

東京部西多摩郡福生町役場

御審議いただく前に一言申し上げますと各予算を慎重に検討した結果、年にして多少のゆとりがありますので、この際片舎の用地を買収するところ面で四百七十万円二の用地代が計上されておりますが御承知の通り地主の井上卓三氏には昨日お伺い致しまして色々町で必要だと言う観点から御要望申し上げた所、相談の結果、近いうちに御返事を申上げるといふ、こういう過程まで来ていると言ふことを、御了承置き願ふと存じております。追加更正の内容におきましては詳細に篠崎助役の方から報告がありますので、庶敷く御願ひ申し上げます。

一助役(篠崎俊夫) 本年度最終の追加予算にあつて御説明申し上げます

まず、先づ歳入の面に於て御説明申し上げますと本年度の最終、見積につきまして歳入の面について慎重に検討した結果、又今町長が申された様に幸にして我々の当初予想以上の財源を確保する見通しを得た次第でありまして、本予算案に記

載されて居ります通り町税収入の増に於て更に三百六十二万余
円地方交付税収入の増に於て三百六十四万余円^案今年度の地方交
付税の収入はこれで最終的には一千八百八万余円と相なる次
でございまして前年度の地方交付税百七十八万円に比しますと更に
九百六十三万余円の増となつておる次であります。それから
使用料手数料の自然増が三十五万余円国と都の支出金の
増が四十五万余円上水道事業、寄付金収入の増が百四十万円雑
入金の増が百八十五万余円最後に福生中學校の起債限度額
につきましては最初の本会議の冒頭の更正議案上程の際に
御説明申し上げました様に福生中學校の増築費の起債につぎ
ましては強く都に要請致しました結果追加予算の際の
起債額百万に加えるにさうに三百万円の起債が認められる
ことになり、これにより町債の増が三百万円と年度末にいた
りまして合計千四百十五万余円という予想以上の財源を確保

いたすと言つて見ても得た次であります。

これも議員の皆様の手素における町政に対する絶大なる御
支援と御協力の賜であると、ここに深甚なる敬意と感謝の
意を表するものであります。

その結果本年度における一般会計の最終予算模範^現は前
年度の最終予算が一億四千六百六十六万余円を二十八万三千
七十一万余円と相なる額でございまして、

次に歳出の面について御説明申し上げます。

歳出の面については昨年十月日にさかのぼつて実施致しました
職員のベースアップを主軸と致しまする人権費の増あるいは
需用費の増とをこの際補正致しますると共に各種目の経
費を合せてこれを更正したわけでありましたが一應主なる款別
の予算を申し上げます。議会費が十三万余円の増、役場費が
四百九十八万余円の増、この役場費の増は新年度予算案に計上

いたす予定でありました。戸用自動車セドリックの購入費の未
払金五十五万円が本年年度の予算に組まれて居ります。

土木費がソコ、追加更生を致しました結果八十六万余円の
増その中には牛浜と永田の排水管理設工事の不足費百六十万
円、牛浜街路排水工事費四十万円がふくまれて居ります。

それから次の教育費の増が二百三十五万余円でございます。
この中にはこれを新年度予算に計上する予定でありました。
福生中學校の増築校舎の分の例の田村半十郎氏に
支払う敷地買収費二百六十二坪、坪当り五万五千五百円で
百四十四万一千四百円、この予算が最終の追加予算案に計
上してある次第であります。

それから社会及び労働施設費の増が三万余円の増、保険
衛生費の増が九万余円、諸支出金におきまして
これは水道の関係であります。歳入の上水道

事業寄付金でありまして上水道会計との繰出金の増が百四十万
円をオーバー致しまして諸支出金は百四十四万余円と相なつて
おるのであります。一番追加予算案の主張は又今町長
から申し上げました。この裏の戸舎の敷地買収費であります。
どうぞ原案通り慎重御審議の上御決定あらうんことをお願
い申し上げます。

一議長(高橋秀市) 本案につきまして御賛同ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 本追加更正予算につきましては各常任委員会にそれ

ぞれに款別に御付託することに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認めよう決定致します。

一議長(高橋秀市) 日程が一九四五年年度福生町上水道特別会計歳

入歳出追加更正予算が二回議案が三十二号を議題と致します。